

事務連絡
令和2年4月15日

菅原産業株式会社全社員 殿
菅原産業細倉運輸株式会社全社員 殿

新型コロナウイルス ガイドライン
《感染者や濃厚接触者が発生した場合》

菅原産業株式会社
代表取締役 菅原 澄

感染者や濃厚接触者が発生した場合には、保健所と医療機関の指示によることが基本であるが、急激な感染拡大により、保健所や医療機関との連絡が困難になり、具体的な指示が得られにくい状況が生じる可能性が想定される。その様な事態には会社が自宅待機などを要請する場合があります、下記の通り、予め定めておくこととする。

1. 社員が感染した場合

- 1) 社員の感染が確認された場合、保健所や医療機関の指示に従い、一定期間の入院治療、隔離、自宅待機等を行う。
- 2) 当該社員の自宅待機期間は保健所や医療機関の指示にしたがう。
- 3) 保健所から明確な指示が得られない場合、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法、就業規則第 53 条及び第 56 条の規定に基づき、会社が自宅待機等を要請する場合がある。
- 4) 回復してからもウイルスを排出するという報告があるため、飛沫感染を予防するためにマスクの着用を義務付け、体調を確認しながら復帰させる。
- 5) PCR 検査は限界があり偽陰性（陽性なのに陰性と判断すること）が発生することは否定できない。そのため PCR 検査の結果を絶対的な基準としない。
- 6) 復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、会社が復帰する社員に「陰性証明や治癒証明」の提出を指示したりしないこと。（診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下することを避けるため。）
- 7) 自宅待機等を要請した場合、出勤扱いとし、勤務評価においても不利にならない。また国の施策に基づき、休業中の賃金等の支給を行う。

2. 社員が濃厚接触者となった場合

- 1) 社員が濃厚接触者となった場合は、保健所等の指示に従い感染防止措置を講じる。
- 2) 保健所等から明確な指示が得られない場合、または保健所等の指示に加えて、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法、就業規則第 53 条及び第 56 条に基づき、濃厚接触者に対して会社が自宅待機などを要請する場合がある。
- 3) 自宅待機等を要請した場合、出勤扱いとし、勤務評価においても不利にならない。また国の施策に基づき、休業中の賃金等の支給を行う。

3. クラスター発生の予防

特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる集団（クラスター）発生の事例が散見されている。事務所で感染者が発生した際には、二次感染、三次感染を防ぐことで、クラスター発生の連鎖を断ち切ることが求められる。

感染者発生付近の消毒、濃厚接触者の自宅待機要請、事務所一部閉鎖、会社閉鎖などの対応を即時に実施する場合がある。この場合、社内緊急連絡網により連絡する。